

宮城県自然保護員募集要項

令和 6 年 1 月 3 0 日
東部地方振興事務所登米地域事務所

- | | |
|-------------------|--|
| 1 勤務箇所
及び募集人員 | 登米市石越町・中田町一円 1名
登米市豊里町・津山町一円 1名 |
| 2 応募資格 | 不問 |
| 3 募集期間 | 令和6年2月1日（木）から令和6年2月14日（水）
ただし、応募状況により期日前であっても〆切と場合もある。 |
| 4 身 分 | 宮城県会計年度任用職員（以下、「職員」という。） |
| 5 業 務 内 容 | <ul style="list-style-type: none">・ 県自然環境保全地域等の保全状況の監視・ 野生鳥獣等の保護及び管理・ 狩猟状況及び公園の利用状況の把握・ 自然環境保全に関する規制措置の指導等 |
| 6 任 用 期 間 | 令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）
（うち勤務日数が15日に達するまでの間は条件付採用期間となり、この期間は延長される場合があります。） |
| 7 勤 務 条 件 | |
| (1) 勤 務 日 数 | 月3日以上8日以内とし、1ヶ月の勤務時間数の合計が23時間15分を超えない範囲とする。 |
| (2) 始業及び終業
の時刻 | 上記範囲内で職員が設定。ただし、(6)の勤務しない日を除く。
午前5時から午後9時59分までの間。最大7時間45分。 |
| (3) 休 憩 時 間 | 上記範囲内で職員が設定。 |
| (4) 時 間 外 勤 務 | 1日の勤務時間が6時間を超える場合は、最低45分間。
なし。 |
| (5) 休 日 勤 務 | ただし、緊急を要する場合にやむを得ず命ずる場合がある。
なし。 |
| (6) 勤 務 し な い 日 | ただし、業務の必要がある場合は、休日に勤務を割り振り、休日
を他の日に振り替えることがある。
・ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)に規定する休日
・ 年末年始の休日（12月29日から翌年1月3日まで） |
| (7) 年次有給休暇 | あり。
ただし、取得可能日数については年間勤務日数により1日または
3日の範囲で個別に定める。また、1日の時間についても平均日
勤務時間により個別に定める。 |
| (8) その他の休暇 | 有給（公民権行使，官公署出頭，現住居の滅失等，出勤困難，
退勤途上，結婚，忌引，公務上の傷病等）
無給（産前産後，保育時間，短期介護，介護休暇，介護時間，
生理日の就業困難，妊産疾病，私傷病，骨髄等ドナー，妊
産婦の健康診査及び保健指導，妊産婦の休息・捕食，妊娠
中の通勤緩和） |
| (9) 育 児 休 業 等 | 育 児 休 業：不可
育 児 短 時 間 勤 務：不可
部 分 休 業：不可 |

- (10) 給 与 等 給 与：1時間当たり1002円
地 域 手 当：15円
特殊勤務手当：350円（鳥獣捕獲等作業1日につき）
旅 費：巡視業務等に要した費用弁償を行います。
支 払 日：翌月21日（末日締め）
支 払 方 法：本人指定口座へ振込
- (11) 各 種 保 険 健康保険，厚生年金，雇用保険加入なし。
公務上の傷病については，「非常勤職員の公務災害補償に関する
条例」により保証される。
- 8 申 込 み 方 法 市販の履歴書（写真貼付）に必要事項を記載の上，下記申込先へ
の持参又は郵送とし，郵送の場合は，募集期間内の消印有効とする。
- 9 選 考 方 法 書類及び面接
- 10 選 考 日 時 令和6年2月16日（金）
（時間については，応募者と調整）
- 11 申 込 先 〒987-0511
登米市迫町佐沼字西佐沼150-5 宮城県登米合同庁舎内
宮城県東部地方振興事務所 登米地域事務所 林業振興部
電話 0220-22-6111（内線431）